

# 入札される方へ

## ご持参していただくもの

入札にあたっては、本人確認ができるもの及び次のものをご持参ください。

なお、複数の方が共同で入札される場合は、共同入札代表者をその届出書により定めてください。

### 1 公売保証金

- (1) 公売保証金は、入札される前に納付していただきます。
- (2) 金額は、公売財産ごとに定めてあります。
- (3) 公売保証金は、現金又は銀行若しくは信用金庫が振り出した自己宛小切手（静岡手形交換所に限る。）で公売財産ごとに納付していただきます。

### 2 本人確認書類、印鑑及び代理人の場合の委任状

- (1) 個人で入札される方 . . . . . 本人確認書類及び認印
- (2) 法人で入札される方 . . . . . 代表者の印及び登記事項証明書又は資格証明書
- (3) 代理人により入札される方 . . . . 代理人の本人確認書類、認印及び委任状  
代表権限のない方が法人名で入札する場合は、代理人による入札にあたりますので、代表権限のある方の委任状をご持参ください。

### 3 誓約書兼同意書

入札される方が、静岡市暴力団排除条例の規定により、市が実施する入札への参加を制限されないことを確認するものです。

なお、誓約書兼同意書は、公売財産ごとに提出していただきます。

### 4 農業委員会又は県知事が発行する買受適格証明書

公売財産が農地の場合、農地法の規定により必要となります。

※ 公売財産の所在地の農業委員会に問い合わせて、買受適格証明書を受けるにあたって必要な手続きを確認してください。

なお、農業委員会が開催される時期や農業委員会等の審査により、入札日までに買受適格証明書が発行されない場合がありますので、ご注意ください。

## 5 公売保証金返還時の収入印紙

落札できなかったときは、入札前に納付していただいた公売保証金はお返しします。この場合、入札者が営利法人又は個人事業者の場合で、公売保証金が3万円以上である場合には、200円の収入印紙が必要となります。

## ご注意していただく事項

- 1 登記情報等が現況と異なる場合がございます。入札に際しては、あらかじめ公売財産について管轄法務局で関係公簿等を閲覧するとともに、その現況等をご自身で確認してください。  
なお、静岡市は関係資料を提供できません。
- 2 公売財産の建ぺい率及び容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。
- 3 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。
- 4 不動産の公売にあたっては、静岡市はその不動産の引渡し義務を負いません。  
したがって、建物に居住者がいるなど占有者のある不動産について、その引渡しや不動産内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うことになります。
- 5 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、静岡市は担保責任を負いません。
- 6 公売財産によっては、完納等により、公売を中止する場合があります。入札前に公売中止の有無をお問い合わせいただくか、静岡市ホームページ (<http://www.city.shizuoka.jp/>) をご覧の上、ご確認ください。
- 7 公売財産によっては、法令の規定により換価制限（入札後の手続きが停止）となる場合があります。これについては、入札日に会場にてお伝えします。
- 8 会場は、入札日の午前 10 時に開きます。
- 9 入札書は、公売保証金納付後にお渡しします。
- 10 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税外）は買受人負担となります。
- 11 その他の詳細については、次ページ以降の「公売参加の手引き」をご覧ください。

## 公 売 参 加 の 手 引 き

### 1 公売参加資格

(1) 原則として、公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、以下の方は公売に参加することはできません。

ア 公売財産の所有者本人及び公売会場への入場又は入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び第108条に該当する者）

イ 静岡市暴力団排除条例の規定により、次の（ア）～（オ）に該当する者

（ア）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員の配偶者（同条例第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者をいう。以下同じ。）であるとき

（イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしているとき

（ウ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき

（エ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（オ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出してください。また、共同で入札する場合には共同入札代表者を定め、「共同入札代表者届出書」を提出してください。

(3) 入札される公売財産が農地の場合、農地法の規定により、公売財産の所在地の農業委員会又は県知事が発行する「買受適格証明書」を提出又は呈示してください。

## 2 公売保証金

(1) 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

なお、公売保証金の要否及び金額については、各公売財産の明細をご覧ください。

(2) 公売保証金は、現金又は銀行若しくは信用金庫が振り出した自己宛小切手（静岡手形交換所に限る。）で公売財産ごとに納付してください。

(3) 公売保証金の納付時間は、入札日の午前 10 時から午前 11 時までとなります。

## 3 入札

(1) 入札する方は、入札書に住民登録地の住所、氏名（法人の場合は本店所在地、名称）、売却区分番号、公売財産の名称及び入札価額を記載して入札箱に投函してください。

(2) 入札書の記載にあたっては、字体を鮮明に記載し、訂正や抹消はしないでください。

なお、書き損じたときは、訂正しないで新たな入札書を使用してください。入札金額若しくは財産の訂正又は抹消がされている入札書及び記載事項が正しく書かれていない入札書は無効となります。

(3) 一度投函した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。また、入札書は同一売却区分番号の公売財産について同一人が 2 枚以上入札することはできません。2 枚以上入札された場合の入札書はすべて無効となります。

#### 4 開札

開札は入札者の立会の上で行います。

#### 5 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

- (1) 最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価額の者に対して行います。
- (2) 最高価額の入札者が2人以上いるときは、その同価額の入札者で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
- (3) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い金額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上である場合に限る）で入札し、次順位による買受けの申込みをした方を次順位買受申込者に決定します。

次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所において行います。その際、次順位による買受けの申込みをした方が2人以上あるときは、くじで次順位買受申込者を決定します。

- (4) 次順位買受申込者の決定を受けた者は、最高価申込者が買受けの申込みを取消した場合又は最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等に限り、公売財産を買い受けることができます。

#### 6 追加入札

追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条により公売保証金を没収し、今後2年間公売の会場への入場及び入札等を制限することがあります。

#### 7 換価制限における入札等の取消し

最高価申込者及び次順位買受申込者の決定が行われた後であっても、法令の規定により換価制限（入札後の手続きが停止）となる場合があります。

この場合、最高価申込者及び次順位買受申込者は、入札等の取消しをすることができます。

## 8 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

なお、最高価申込者の決定又は最高価申込者に対する売却決定が取り消されたとき若しくは最高価申込者が、国税徴収法第 114 条により入札又は買受けの取消しをしたときは、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

## 9 売却決定の取消し

- (1) 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、売却決定に基づく買受人の買受代金の納付前に証明されたときには、その売却決定は取り消します。
- (2) 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないとき又は国税徴収法第 108 条第 2 項の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者の決定を取り消したときは、その売却決定を取り消します。

## 10 公売保証金の返還等

- (1) 入札者が、最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった場合には、入札終了後に公売保証金を返還します。

次順位買受申込者には、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

なお、入札者が営利法人又は個人事業者の場合で、公売保証金が 3 万円以上である場合には、返還する際の領収証書に収入印紙（200 円）の貼付消印が必要となります。
- (2) 最高価申込者又は次順位買受申込者に売却決定した場合の公売保証金は、買受代金の一部に充当します。
- (3) 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その方が納付した公売保証金は、その公売に係る徴収金に充て、なお残りがあるときはこれを滞納者に交付します。また、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は静岡市に帰属します。

## 11 買受代金の納付

- (1) 売却決定を受けた方は、定められた日時までに買受代金を納付していただきます。
- (2) 買受代金は、現金、小切手又は静岡市が指定した金融機関の口座への振込により、公売財産ごとを一括で納付していただきます。納付方法については、事前に申し出てください。

## 12 権利移転の時期

公売財産の権利移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を全額納付したときです。ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれ要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。

- (1) 農地等については、農業委員会等の許可又は届出の受理
- (2) その他法令の規定により許可または登録を有する者は、関係機関の認可又は登録

## 13 危険負担移転の時期

- (1) 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を全額納付したときです。

したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産のき損、盗難又は焼失等による損害は買受人が負担することになります。

- (2) 農地等の危険負担移転の時期は、農業委員会等の許可又は届出の受理があったときとなります。

## 14 権利移転の手続き

- (1) 公売財産の権利移転の登記又は登録手続きは、買受人の請求により、静岡市が関係機関に対しその登記又は登録の嘱託を行います。

したがって、買受人は、買受代金の全額を納付後に、静岡市長に対し、速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

- (2) 公売財産の権利移転手続きに必要な書類の用意及び費用は買受人負担となります。権利移転の登記又は登録の請求と併せて、以下の書類を用意し、ご提出ください。

ア 所有権移転登記請求書

イ 売却決定通知書

ウ 個人の場合・・・住民票の写し

法人の場合・・・登記事項証明書又は資格証明書（例：代表者事項証明書）

エ 登録免許税相当の印紙又は領収証書（課税標準の価額×20/1,000相当額）

オ 市区町村が発行する固定資産評価証明書

カ 登記又は登録関係書類の郵送料

キ 公売財産が農地の場合には、市町村の農業委員会又は都道府県知事の発行する許可書又は届出受理書